

新行財政改革実施計画策定にあたって

1．策定方針

この実施計画は、平成 13 年 2 月に策定した「新行財政改革大綱」で定めた視点、「事務事業の見直し」、「公共工事関係」、「財政の健全化、経費の節減合理化」、「組織・機構の活性化と人材関係」、「定員管理及び給与の適正化」、「外郭団体関係」、「行政の情報化の推進や行政サービスの向上」、「効果的・効率的な施設の設置と管理運営」、「公正で透明な行政の推進」、「広域行政の推進」に基づき項目を抽出し、その具体的改革への方向を示したものである。

個別の実施項目については、平成 13 年度当初に既の実施しているものを含んではいるが、本実施計画をもとに必要に応じ具体策を策定し取り組みを行う。

また、ここに取り上げた項目にとどまらず、行財政改革の効果的な推進と実効性を高めるため、社会情勢の変化や財政状況の推移等を見定めつつ、適宜改革項目の追加や変更を行う。

2．計画期間

平成 13 年度を初年度とし、平成 15 年度までの 3 カ年を基本とする。

3．目標

平成 15 年度末において、財政再建準用団体への転落の回避を最優先の課題とし、多様化・高度化する地方分権時代の行政需要に的確に対応しながら、行財政構造の転換を図り、もって今後の財政の健全化への道筋を付けていくことを目標とする。

4．推進体制

行財政改革の推進については、行財政改革推進本部の意思統一のもと全庁あげて取り組み、行財政改革推進委員会に意見を求めるとともに市民への周知に努め、必要に応じて見直しを行いながら、効果的な推進を図る。

本実施計画の進行管理は、行財政改革推進本部において行い、各改革項目の担当部局は計画達成に向け最大限努力するものとする。

また、検討・調査等の庁内横断的な推進体制を適宜整備し推進にあたる。

・事務事業の見直しについて

1. 事務事業の整理合理化

限られた財源や人員を有効に活用するため、多様化する行政需要や新たな行政課題を的確に把握し、市として実施すべき施策の選択や重点化を行い、事務事業の見直しを行う。また、社会情勢の変化に適合しなくなっているものや行政効果の低下しているものについては、コスト意識の徹底のもと思い切った経費削減を図り、より効率的な事業運営に努める。

改革項目及び内容	実施年度		
	13	14	15
(1)個人給付的事業の見直し	は実施、	は検討を示す	
廃止するもの			
施策の転換を検討するもの			
母子家庭福祉見舞金	(健康福祉部)		
高齢者福祉見舞金	(健康福祉部)		
障害者福祉見舞金	(健康福祉部)		
特別措置法(同和対策)の期限の到来によるもの			
同和地区老人給付金	(健康福祉部)		
同和地区ねたきり老人給付金	(健康福祉部)		
同和地区障害者給付金	(健康福祉部)		
大学入学支度金私立分	(教育指導部)		
高校入学支度金私立分	(教育指導部)		
高校入学支度金公立分	(教育指導部)		
高校修学奨励金	(教育指導部)		
専門学校専門課程入学支度金	(教育指導部)		
見直しを行うもの			
母子家庭年末見舞金(母子家庭給付金)	(健康福祉部)		
乳幼児医療助成費	(健康福祉部)		
ねたきり老人見舞金	(健康福祉部)		
ねたきり老人等介護者激励金	(健康福祉部)		
老人医療・障害者医療・母子家庭医療助成費	(健康福祉部)		
障害者給付金	(健康福祉部)		
重度障害者介護者激励金	(健康福祉部)		
要保護及び準要保護児童生徒援助費(小学校費)の認定基準	(教育指導部)		
要保護及び準要保護児童生徒援助費(中学校費)の認定基準	(教育指導部)		

改革項目及び内容	実施年度		
	13	14	15
<p>(2) 事務事業評価システムの導入 事務事業評価システムの構築を図り、市が行っている事務事業・施策等の適正化、効率化、高質化や市民への説明責任の実現、職員の意識改革を図る。実施にあたっては庁内横断的な推進体制を整備し取り組みを行う。 (行革推進室、関係部局)</p>			
<p>(3) イベントや各種行事の見直し 新成人に対する選挙啓発用品の配布について廃止も含め見直しを行う。 (総合事務局) 敬老会のあり方、開催方法等について見直しを行う。 (健康福祉部) 成人記念祭記念品の簡素化を行う。 (教育総務部) ミニマラソン大会参加の有料化を行う。 (教育総務部) 小学校運動会、中学校体育祭の記念品の見直しを行う。 (教育総務部) 教職員永年勤続表彰記念品の廃止。 (教育指導部) 解放文化祭の見直しを行う。 (人権推進部)</p>			
<p>(4) その他事務事業の見直し 人権啓発冊子の一元化を図る。 (教育総務部、人権推進部) 青少年短期体験留学事業については、費用対効果を考えると隔年実施や市内外国人ホームステイ家庭への補助等に切り替えるなどの見直しを行う。 (教育総務部) 消防出初式を、1月4日から1月5日以降の日曜日に実施とする。 (消防本部)</p>			

2. 規制緩和の推進、手続きの簡素化等

市民サービスの向上や事業の推進などの目的との均衡を欠いた規制等について見直し、その緩和や廃止等の方策を講じる。

改革項目及び内容	実施年度		
	13	14	15
<p>(1) 各種申請書等の押印の廃止 ・約300の申請書等のうち、70書類について押印を廃止し簡素化を図る。 (関係部局)</p>			
<p>(2) 開発指導要綱の見直し ・平成12年1月に開発協力金の緩和を中心に見直しを行った。更に平成14年度中に再度協力金の見直しを行う。 (都市整備部)</p>			

3. 補助金等の整理合理化

各種団体等補助金については、これまでも原則10%の削減を行ってきた。今後は、補助金の意義、役割、必要性等を精査し、廃止・統合・縮小などの見直しを行う。また、実施にあたっては庁内横断的な推進体制を整備し、取り組みを行う。

改革項目及び内容	実施年度		
	13	14	15
(1) 各種団体等補助金について、見直しのルール化を図る。 (関係部局)			
(2) 補助金の廃止を行うもの 軍恩連盟補助金 (健康福祉部)			
(3) 補助金の見直しを行うもの 納税貯蓄組合事務費補助金 (財務部) 国民年金保険料納付組合補助金 (健康福祉部)			
(4) 各種協会等負担金等 泉州地域男女共同参画社会づくり協議会負担金の見直しを行う。 (人権推進部) 全国海岸協会負担金の廃止。 (都市整備部) 日本図書館協議会負担金の見直しを行う。 (教育総務部) 日本ふるさと物語参加負担金の廃止。 (都市整備部) 大阪府集団給食研究会負担金の廃止。 (教育指導部) 泉南市交通事故をなくす運動推進本部負担金の見直しを行う。 (市民生活環境部)			

4. 民間委託等の推進

市民に対するサービスが殆ど同じで変わらないのであれば、「コストの高いシステム」から「よりコストの低いシステム」に切り替え、それによって財源を生み出し、新たな市民サービスに的確に対応していくことができる。今後は行政責任の確保と行政の効率的運営に努め、市民サービスの維持向上を前提として委託が望ましい業務については、積極的に民間委託等を推進する。また、実施にあたっては庁内横断的な推進体制を整備し、事務部門を含め業務全般についての見直しを行う。

改革項目及び内容	実施年度		
	13	14	15
(1) 保育所給食調理業務 ・今後数年間の退職者不補充と併せ、順次委託化を進める。 (健康福祉部)			
(2) し尿処理場運転管理業務 ・委託に伴う課題や職員の配置転換などを検討の上、早期に委託化を進める。 (市民生活部)			
(3) 清掃課ごみ収集業務 ・委託化により経費効果や事務の効率化が見込まれるため、早期の実施に向け見直しを行う。 (市民生活部)			
(4) 保育所用務員、学校園校務員 ・今後確実に退職者が見込まれ、退職者不補充を原則に順次委託化を進める。 (健康福祉部、教育総務部)			
(5) 浄水場宿日直業務 ・早期の委託化に向け見直しを行うが、業務の効率化の観点から、2カ所の浄水場(六尾・中央)の業務一元化を優先して検討し、また当面は宿日直業務への嘱託配置を行う。 (水道部)			
(6) 国民健康保険事業レセプト点検業務 (健康福祉部)			
(7) 小学校給食配膳員 (教育指導部)			

・公共工事関係

1. 建設事業の精査及びコストの抑制

普通建設事業については、緊急性、投資効果を勘案した事業の選択を行い、事業内容・規模の精査、実施時期の再検討を行い事業費の抑制を図る。また、コスト縮減に関する行動指針の策定や入札制度の見直しを行う。

改革項目及び内容	実施年度		
	13	14	15
(1) 公共工事コスト縮減に関する行動指針の策定 事業部局を含めた全庁的組織の設置を行い、(仮)泉南市公共工事コスト縮減に関する行動指針の策定を行う。 (財務部及び関係部局)			
(2) 入札制度の見直し 現場説明会について、適応可能工事規模等の調整を行い、可能なものは廃止する。 (財務部) 効率的な公共工事の執行を図るため、現状の事前公表制度等の改正を含めた更なる入札制度の見直しを行う。 (財務部)			
(3) 普通建設事業の精査 普通建設事業については、「中期的財政収支見通し」に示した範囲内で、事業内容等を極力精査し効果的に実施する。 (関係部局)			

・財政の健全化、経費の節減合理化

1. 歳入の確保や経費の節減等

安定的な財政基盤の確立と財政の健全化のためには、市税徴収率及び市税収入の向上は本市の緊急の課題であり、市税徴収に対する取り組みを強化するとともに、未調査家屋の調査など課税客体の把握を的確に行い、市税収入の向上を図る。また、使用料・手数料などの見直しや物件費などを抑制し、経費の節減に取り組む。

改革項目及び内容	実施年度		
	13	14	15
<p>(1) 市税収入の確保</p> <p>市税収入の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨戸徴収の強化や滞納者に対する差押えなど取組みを強化し市税収入の向上に鋭意取り組む。 <p style="text-align: right;">(財務部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・りんくうタウンの活性化を図るため、平成11年4月に泉南市企業誘致促進条例を施行した。今後とも大阪府との連携を密にし誘致の促進を図る。 <p style="text-align: right;">(市民生活環境部、総務部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種申請書等への納税証明書の添付。 <p style="text-align: right;">(関係部局)</p> <p>市税課税客体の完全把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未調査家屋の調査及び課税については、平成13年度前半を準備期間とし、調査方法等を確立した上で早急に押し進める。 ・課税地目については、航空写真等の利用により早急に見直しを図る。 ・償却資産については、随時現場調査を行い適正な課税に努める。 <p style="text-align: right;">(財務部)</p>			
<p>(2) 国民健康保険事業</p> <p>保険料の滞納者については、短期保険者証(3ヵ月程度)の発行や保険者証ではなく資格証明書の発行を行い、滞納額の縮減を図る。</p> <p style="text-align: right;">(健康福祉部)</p>			
<p>(3) 受益者負担の適正化</p> <p>各種使用料・手数料及び減免規定の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長年据え置かれてきたことから他市との均衡を失っているものや、事務等にかかる経費について検証を行うなど、使用料・手数料の見直し基準を策定し、適正化を図る。また、一定期間毎に見直しを行うなどのルール化を図る。実施にあたっては、庁内横断的な推進体制を整備し見直しを行う。 <p style="text-align: right;">(関係部局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用料の減免基準については、減免措置のあり方や公平性の視点から見直しを行い、基準を明確化する。 <p style="text-align: right;">(関係部局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育料の改正。 <p style="text-align: right;">(健康福祉部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種証明書や住民票等交付手数料の改正。 <p style="text-align: right;">(関係部局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路占用料の改正。(NTT柱関係その他) <p style="text-align: right;">(都市整備部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料の改正。 <p style="text-align: right;">(都市整備部)</p>			

改革項目及び内容	実施年度		
	13	14	15
(11)道路照明などの節電 りんくうタウン内、市場岡田線橋梁部など支障のない範囲で消灯。 (都市整備部)			
(12)庁舎清掃の見直し 事務ごみについては、職員自らが分別収集を行う。 (総務部) 庁舎清掃委託内容の簡素化を行う。 (総務部)			
(13)職員駐車場の有料化 受益者負担の原則に沿い、早期に有料化を図る。 (総務部)			
(14)地方債の発行抑制及び低利借換 地方債の発行抑制 ・地方債の発行額を各年度の元金償還額の50%程度に抑制する。(ただし、減税補填債・臨時財政対策債等は除く。) (財務部) 地方債の低利借換 ・平成13年度現在低利借換制度は措置されておらず、今後大阪府を通じて国及び関係機関に働きかけを行う。 (財務部) 指定行以外からの借入 ・縁故債については、可能な限り指定行以外の金融機関から、より低利な借入を行っていく。 (財務部)			
(15)広報紙の見直し 広報せんなんへの広告掲載及びページ数などの見直しを行い、経費の削減を図る。 (総務部)			
(16)防災行政無線の使用 大阪府及び府内各自治体間の連絡には防災行政無線の使用を徹底し、電話代の節減を図る。 (総務部)			
(17)消耗品、光熱水費等の節減 コピーの両面印刷を徹底し、輪転機を活用する。 (関係部局) 輪転機の更紙使用を推進する。 (関係部局) 資料等のプリントアウトには裏紙を使用(ミス用紙の再利用)する。 (関係部局) 事務事業に係る印刷物の内部印刷を推進する。 (関係部局) 各施設においても本庁同様、昼休み等の不必要な照明の消灯を徹底する。 (関係部局)			

・組織・機構の活性化と人材育成

1. 組織・機構の簡素化、活性化

市民から見てわかりやすい組織・機構の整備を進め、より簡素で効率的な機構の確立に取り組む。

改革項目及び内容	実施年度		
	13	14	15
(1) 組織・機構の簡素化、活性化 ・多様化する市民ニーズに対応し、社会環境の変化に即応できる柔軟性や効率性を備えた組織の確立を図り、信頼される行政運営を確保するため、組織・機構の見直しを行う。 (総務部)			

2. 人材育成の推進

地方分権の時代に即応できる幅広い視野と政策形成能力を身に付けるため、職員研修の充実などにより人材育成を図る。

改革項目及び内容	実施年度		
	13	14	15
(1) 職員研修の充実 ・多様化する行政需要に対応するため、計画的・持続的に専門的な研修を実施することにより、職員の資質・能力向上を図る。 (総務部)			
(2) 職員提案制度の見直し ・定期的に提案できる制度に改善を図る。 (総務部)			
(3) 自己申告制度の導入 (総務部)			

3. 事務改善の推進

改革項目及び内容	実施年度		
	13	14	15
(1) 事務処理の標準化、マニュアル化を進める。 (関係部局)			
(2) 形骸化している事務等の廃止や整理を進める。 (関係部局)			

・定員管理及び給与の適正化

1. 適正な定員管理

人件費は支出の中で大きな割合を占め本市の財政硬直化の大きな要因となっているため、職員の年齢構成にも配慮しながら、今後とも計画的に職員数の削減を行う。

改革項目及び内容	実施年度												
	13	14	15										
<p>(1) 定員管理計画の策定</p> <p>・財政硬直化の大きな要因の一つとなっている職員数については計画的な削減を図り、適正な定員管理を推進するため、長期的な視野に立った「定員管理計画」を策定し、平成13年度から平成15年度の3年間において5%の削減を目指す。</p> <p style="text-align: right;">(総務部)</p> <p><これまでの定員管理の状況></p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成 8年4月1日現在職員数</td> <td>744名</td> </tr> <tr> <td>平成 9年4月1日現在職員数</td> <td>734名</td> </tr> <tr> <td>平成10年4月1日現在職員数</td> <td>728名</td> </tr> <tr> <td>平成11年4月1日現在職員数</td> <td>720名</td> </tr> <tr> <td>平成12年4月1日現在職員数</td> <td>716名</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">平成9年度から平成12年度まで、 28名 3.8%</p>	平成 8年4月1日現在職員数	744名	平成 9年4月1日現在職員数	734名	平成10年4月1日現在職員数	728名	平成11年4月1日現在職員数	720名	平成12年4月1日現在職員数	716名			
平成 8年4月1日現在職員数	744名												
平成 9年4月1日現在職員数	734名												
平成10年4月1日現在職員数	728名												
平成11年4月1日現在職員数	720名												
平成12年4月1日現在職員数	716名												
<p>(2) 早期退職制度の導入</p> <p>・早期退職勧奨制度を導入し、退職金の分散及び年齢構成の平準化を図る。</p> <p style="text-align: right;">(総務部)</p>													

2. 給与の適正化

人件費は本市の歳出総額に占める割合が最も高く、義務的経費として財政運営に与える影響が大きいため、一般職の給料2%削減や特別職給与、管理職手当の10%削減などを実施しているが、今後とも給与制度の適正化に努める。

改革項目及び内容	実施年度		
	13	14	15
<p>(1) 一般職給料の2%削減などの実施</p> <p>・平成12年度より平成14年度までの3年間、2%の削減を実施しているが、平成15年度以降も、継続実施や定期昇給延伸などの措置を講じる。</p> <p style="text-align: right;">(総務部)</p>			
<p>(2) 特別職等給与の10%削減</p> <p>・平成12年度より平成14年度までの3年間、10%の削減を実施しているが、平成15年度以降も継続して実施する。</p> <p style="text-align: right;">(総務部)</p>			
<p>(3) 管理職手当の10%削減</p> <p>・平成12年度より平成14年度までの3年間、10%の削減を実施しているが、平成15年度以降も継続して実施する。</p> <p style="text-align: right;">(総務部)</p>			
<p>(4) 特殊勤務手当の適正化</p> <p>・39種類の特殊勤務手当のうち、実態に合わない手当については廃止を含め見直しを行う。</p> <p style="text-align: right;">(総務部)</p>			
<p>(5) 時間外勤務手当の削減</p> <p>第1、3金曜日に実施しているノー残業デイの拡大を図る。</p> <p style="text-align: right;">(総務部)</p> <p>祝休日出勤による振替休日制度の促進を図る。</p> <p style="text-align: right;">(総務部)</p>			

改革項目及び内容	実施年度		
	13	14	15
(6) 高齢職員の昇給停止 ・現在、58才に達した職員の昇給を延伸しており、見直しを行う。 (総務部)			
(7) 退職時の特別昇給制度の見直し (総務部)			

・外郭団体関係

1. 土地開発公社の健全化

土地開発公社保有地の計画的な買戻しを行うとともに可能な範囲で売却処分を行い、保有量の縮少を図る。また、保有地の有効活用や、より低利の借入を行うことにより維持管理コストの低減を図る。

改革項目及び内容	実施年度											
	13	14	15									
<p>(1) 先行取得用地の計画的な買戻し</p> <p>平成11年度より供用済用地の買戻しを鋭意行ってきたが、今後とも供用済用地の買戻しを優先的、計画的に進める。</p> <p>・11年度、12年度供用済用地買戻し箇所</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>俵池公園</td> <td>1,849.74m²</td> <td>427,397千円</td> </tr> <tr> <td>市場長慶寺砂川線</td> <td>124.64m²</td> <td>26,098千円</td> </tr> <tr> <td>道路新設改良</td> <td>1,203.85 m²</td> <td>69,473千円</td> </tr> </table>	俵池公園	1,849.74m ²	427,397千円	市場長慶寺砂川線	124.64m ²	26,098千円	道路新設改良	1,203.85 m ²	69,473千円			
俵池公園	1,849.74m ²	427,397千円										
市場長慶寺砂川線	124.64m ²	26,098千円										
道路新設改良	1,203.85 m ²	69,473千円										
<p>(2) 保有量の縮少</p> <p>財政状況の悪化により、公社保有地の買戻しが減少し、長期保有地が増加しているのが現状ではあるが、可能な限り計画的な買戻しを行う。</p> <p>また、大幅な保有量縮少のため、保有地の売却処分を計画的に行う。</p>												
<p>(3) 保有地の活用</p> <p>保有地の有効利用を図るため、駐輪場や駐車場など可能な範囲で暫定利用を行い、経営体質の向上に努める。</p>												
<p>(4) 貸付金利の低減</p> <p>従前より市指定行以外の金融機関からも融資を受けており、今後とも融資額の拡大の検討も含め活用していく。</p>												

行政の情報化の推進や行政サービスの向上

1. 情報の共有化による業務改善や地域への情報提供

庁内LANシステムの構築や市ホームページを充実することにより、情報の共有化、市民サービスの向上を図る。

改革項目及び内容	実施年度		
	13	14	15
(1)平成15年度より行政間の総合行政ネットワークの開始に伴い、本市においてもOA化の推進を図る必要があるため、段階的な整備として庁内LANシステムを構築することにより、庁内メール等による情報の共有化及び業務の簡素化を実施する。 (総務部)			
(2)市ホームページの充実を図る。 (総務部)			

2. 市民サービスの向上

市役所における各種申請や届出は多くの市民に利用されており、窓口でのサービス向上などを図る。

改革項目及び内容	実施年度		
	13	14	15
(1)水道料金、下水道使用料の郵便局・コンビニなどでの納付 (水道部、都市整備部)			
(2)住居表示付番確認事務の窓口一元化 (市民生活環境部、都市整備部)			
(3)各種相談等の総合窓口の設置 (総務部)			
(4)住民票自動交付機の出先機関等への設置 住民基本台帳ネットワークシステムの構築を平成15年度を目途に最優先で行い、その後自動交付機の設置の検討を進める。また、出先機関等とのFAXなどを活用した住民票等の交付を実施する。 (市民生活環境部)			
(5)各種申請書、届出書を市ホームページを利用し配信する。 (総務部)			
(6)行政窓口案内図等の受付での配布 (総務部)			
(7)図書館開館時間の見直し (教育総務部)			

効果的・効率的な施設の設置と管理運営

公共施設の管理運営費の軽減を図ることが財政面からも求められており、施設管理委託業務の簡素化や既存施設の多面的な利用による有効活用を図る。また、新たな施設整備に際しては計画段階から、管理運営方法等も含め検討を行う。

1. 施設の統廃合

改革項目及び内容	実施年度		
	13	14	15
(1)市立幼稚園の適正規模・適正配置などについての教育問題審議会の答申(平成13年度中)を踏まえ、市立幼稚園教育振興計画を策定する。 (教育総務部)			

2. 施設管理委託業務

改革項目及び内容	実施年度		
	13	14	15
(1)各施設の管理委託業務について、可能な限り簡素化を行い、委託経費の削減及び業務の効率化を図る。 (関係部局)			
(2)各施設の清掃委託業務等において、可能な部分は職員自らが行う。 (関係部局)			
(3)各施設の管理委託業務について、積算根拠を明確にするとともに、契約方法の見直しを行う。また、各課等で個別に実施している委託業務について、部等の単位で一括発注の可能なものは管理委託業務の一括契約を行い、業務の効率化を図る。 また、大半が地方自治法施行令第167条の2第1項の規定による随意契約を締結しており、今後再検討が必要である。 (関係部局)			
(4)文化ホールの舞台管理委託業務について見直しを行う。 (教育総務部)			
(5)海会寺跡広場管理委託業務の見直しを行う。 (教育総務部)			

3. 施設管理のあり方

改革項目及び内容	実施年度		
	13	14	15
(1)施設の利用状況を配慮し、効率的な管理運営を行う。 (関係部局)			
(2)解放会館については、特別措置法の失効に伴い、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、一般施策との連携を図りながら事業の展開を図る。 (人権推進部)			

4. 余裕教室等の活用

改革項目及び内容	実施年度		
	13	14	15
(1)地域住民の学習活動の場や福祉施設への活用、また地域防災のための備蓄倉庫などへの転用など多方面の利用について検討し活用を図る。 (関係部局)			

5. PFIの導入

改革項目及び内容	実施年度		
	13	14	15
(1)各施設においてPFI導入の可能性について、調査・研究を行う。 (関係部局)			

6. その他

改革項目及び内容	実施年度		
	13	14	15
(1)保育所の認可定員の見直しを行う。 (健康福祉部)			
(2)幼稚園のクラス別定員の見直しを行う。 (教育指導部)			
(3)防犯灯の管理について、平成13年度に現況調査を行い、市民との協働の視点から管理方法の見直しを図る。 (都市整備部)			
(4)市設駐輪場の見直し ・個人所有地を賃貸借契約し、駐輪場を設置しているところが多い、経費の節減のためにも、土地開発公社所有地を活用するなど見直しを図る。 (市民生活環境部)			
(5)共同浴場のあり方 ・若松湯、寿湯については、より効率的な運営を行うため、一浴場を廃止し施設の統合を行う。 (人権推進部)			
(6)市営プール、学校プールのあり方 ・平成13年度より、学校プール(小学校9、中学校2)及び市営プールの管理、一般開放を民間委託した。 (教育総務部)			
(7)し尿処理場の施設のあり方について見直しを行う。 (市民生活環境部)			

公正で透明な行政の推進

市政を運営していくうえで市民の理解と信頼が不可欠であり、「情報公開条例」「個人情報保護条例」や「行政手続条例」の適正な運用を図ることにより、公正で透明性のある開かれた市政運営に努める。

1. 情報公開の推進等

改革項目及び内容	実施年度		
	13	14	15
(1) 情報公開(閲覧)コーナーを開設し情報提供の推進を図る。 (総務部)			

2. 行政手続法等

改革項目及び内容	実施年度		
	13	14	15
(1) 行政手続法及び平成13年4月施行の行政手続条例に基づき各課等における処分基準の整備等、所要の措置を講じ、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図る。 (関係部局)			

3. 市民提案制度の充実

改革項目及び内容	実施年度		
	13	14	15
(1) 市民提案制度の充実を図るため、市役所ロビーに設置している市民提案箱を公民館や各駅等へ増設する。 (総務部)			

4. バランスシートの作成

改革項目及び内容	実施年度		
	13	14	15
(1) 企業会計的な発生主義により、各年度決算のバランスシートを作成し、今後の財政運営等に活用する。 (財務部)			

・広域行政の推進

市単位で事務を処理するよりも近隣市町との協力関係の中で実施するほうが効果的・効率的なものについては共同化を推進し、市民サービスの向上に努める必要があるため、今後広域行政の推進に向け検討を行う。

改革項目及び内容	実施年度		
	13	14	15
(1) 消防力の増強を図るため、泉州地域における広域消防行政の推進を図る。 (消防本部)			
(2) 平成12年度に策定された泉南地域広域行政圏計画に基づき、各市町の総合計画との整合性を図りながら、広域行政の推進を図る。 (総務部)			

・行財政改革実施計画の実施による収支見通し

(単位:百万円)

1.「中期的財政収支見通し」(平成12年12月)による収支見込

区分	H11	H12	H13	H14	H15
歳入合計	20,486	20,200	18,474	18,835	18,792
歳出合計	20,485	20,961	18,885	19,641	20,044
歳入歳出差引額	1	761	411	806	1,252
繰越財源	102				
実質収支	101	761	1,172	1,978	3,230
単年度収支	79	661	411	806	1,252

2.平成12年度を決算見込に置き換えた収支見込

区分	H11	H12	H13	H14	H15
歳入合計	20,486	19,661	18,474	18,835	18,792
歳出合計	20,485	19,392	18,885	19,641	20,044
歳入歳出差引額	1	269	411	806	1,252
繰越財源	102	384			
実質収支	101	115	526	1,332	2,584
単年度収支	79	14	411	806	1,252

3.行財政改革実施計画による目標額

区分		H13	H14	H15	
歳入	1	(1)市税収入の確保	74	110	163
		(3)受益者負担の適正化	24	25	54
		・保育料改正(H13・4)等	20	20	20
		・下水道使用料改正等	4	5	34
		(5)保有地の売却等	89	3	114
小計		187	138	331	
歳出	1	事務事業の整理合理化	10	34	35
		(1)個人給付的事業の見直し	10	30	31
		(3)イベント各種行事の見直し	0	3	3
		(4)その他事務事業の見直し	0	1	1
	3	補助金等の整理合理化	0	2	2
	1	(2)国民健康保険事業(繰出金)	30	30	30
		(4)物件費の縮減	0	30	73
		(8)~(17)その他経費の縮減	2	5	3
	1	適正な定員管理	60	155	295
	2	給与の適正化	0	18	122
6	施設の管理運営	0	5	5	
小計		102	279	565	
合計		289	417	896	

区分欄の、1、(1)等の番号は実施計画本文の項目番号に一致

4.実施計画実施後の収支見通し

区分	H11	H12	H13	H14	H15
実質収支	101	115	237	626	982
単年度収支	79	14	122	389	356